

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	秋吉地区 (岩下・平ヶ谷・八重ヶ原・目畑・上八重・下八重・福王田・片山・上里・下里・上宿・下宿・上瀬戸・下瀬戸・曾和・上随徳・下随徳・広谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	130 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	128 ha
② 田の面積	119 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業従事者が60歳以上と高齢者が多く、後継者候補はいるものの10年後を見据えた営農継続が難しい。ため池や水路、揚水ポンプ等の施設に問題を抱えており改修が必要である。耕作放棄地からの獣被害(イノシシ、鹿)が多く、電柵等の対策は全部、個人で対応している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要品目は水稻。農地は所有者自身が管理することを基本とする。未整備田では効率が悪いので、区画整理や農道の舗装、用排水施設の改修などの基盤整備事業の活用を検討する。多面的機能支払交付金制度の活動継続に向け後継者を育成する。また、国定公園「秋吉台」の入り口として景観保全の観点から地域住民等も参画した協力体制の構築も検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
市及び農業委員会など関係機関が連携し貸し借りの意向等の情報収集に努め、目標地図に位置付けた農業者への集積・集約を基本として効率的な農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構の活用を基本とし、規模拡大の意向のある経営体に農地の集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
継続的な協議の場と目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用し条件の良いほ場を認定農業者等中心的担い手に集積・集約する。また、利用権設定の更新時、担い手の経営意向(耕作継続の可否、契約設定期間、分散錯圃の解消等)を十分に踏まえ、順次、農地中間管理機構を活用した集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
補助事業等を活用し、ため池や用水路、揚水ポンプ等の改修を検討する。圃場未整備の農地が多く、将来的に維持管理が困難となることを想定し今後の在り方も検討。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の農地は地域で守るのが前提と考えているが、農林水産事務所、農地中間管理機構、農業協同組合、市、農業委員会など関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①箱罟、電柵等の対策を引き続き講じる。
- ③草刈りの省力化など導入効果や費用対効果などの検証と導入検討を行う。
- ⑤果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑦多面的機能支払交付金制度等を活用し、特に観光地周辺の農地保全に努める。
- ⑧補助金等を活用し農業用施設の改修と維持管理を図る。
- ⑩施設栽培や野菜工場の誘致などによる周年出荷体制の構築に向けた取組の検討。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻+飼料作物+麦	1.7 ha	- ha	水稻+飼料作物+麦	1.7 ha	- ha		
認農	B	水稻+麦+大豆	12.9 ha	- ha	水稻+麦+大豆	12.9 ha	- ha		
認就	C	施設野菜(いちご)	0.6 ha	- ha	施設野菜(いちご)	0.6 ha	- ha		
利用者	D	水稻	1.3 ha	- ha	水稻	1.3 ha	- ha		
利用者	E	水稻	1.9 ha	- ha	水稻	1.9 ha	- ha		
利用者	F	水稻	1.2 ha	- ha	水稻	1.2 ha	- ha		
利用者	G	梨+梅	0.2 ha	- ha	梨+梅	0.2 ha	- ha		
利用者	H	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
利用者	I	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
利用者	上記以外の農業者	-	109.2 ha	ha	-	109.2 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		130 ha	0 ha		130 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA山口県美祿統括本部	耕起、田植、収穫、乾燥調製など	水稲
2	(株)カルスト秋芳	防除	水稲、麦、大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。